

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

丹波篠山市は、地勢や土地利用に応じて周辺環境との調和を大切にし、農の都にふさわしい農地と建物が一体となった緑豊かな景観形成を推進しています。

屋外広告物は、良好な景観形成を進める上で重要な要素の1つであり、周辺環境と調和し、地域のまち並みに配慮した表示・掲出が必要です。また、広告物として見やすく、分かりやすい表示や市民生活に寄与する安全な広告物が求められます。近年では、地域のまちづくりと連携し、建築物との調和やまち並みとしての統一感を意図した、良好な広告も見られるようになってきました。

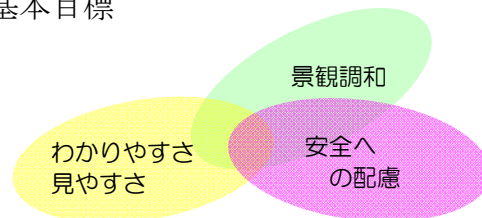
このため、丹波篠山市では、伝統的な町並みとの調和やまとまりが感じられる市街地の賑わいと風格づくり、広がる田園や里山、集落環境との調和等、丹波篠山市の目指す総合的な景観形成の考え方にに基づき、屋外広告物の考え方と方針を以下のように定めます。

1. 景観形成に寄与する屋外広告物の方針

(1) 屋外広告物の基本目標

緑の山並みに囲まれた美しい田園景観や歴史的な町並みを保全し、集落のたたずまいや田園への眺望性を維持継承し、良好な沿道景観や周辺と調和した市街地の景観形成を図るため、市全域を対象として必要な規制・誘導を推進します。

屋外広告物の基本目標



① 地域の景観と調和した広告

屋外広告物のデザインは、設置される地域や場所によっても大きく異なります。設置しようとする場所がどのような場所で、どのような場所から見せようとしているのか、地区の特性や見え方に合せた配慮が必要です。丹波篠山市では、丹波篠山らしいまちづくりに寄与し、農都丹波篠山にふさわしい景観を形成し風致を維持するため、地域特性に応じて屋外広告物を規制・誘導していきます。

② わかりやすく、親しみやすい広告

地域の景観との調和や市民にわかりやすいデザインの屋外広告物を設置することが、信頼を高め利用されやすくなります。自らの姿勢を真摯にセンスよく表現し、屋外広告物をわかりやすく、親しみやすいデザインに誘導します。

③ 安全への配慮

屋外広告物は、長期間屋外に設置されることから、補修等の必要な管理を怠らないようにし、適切な管理により市民への危害防止に努め、良好な状態を維持していく必要があります。同時に、信号機や道路標識への視認妨害、あるいは交差点における見通し不良等、道路交通に支障をきたさないようにしなければなりません。市民の安全に資するよう責任ある維持管理及び適正な屋外広告物の設置を誘導します。

(2) 区域区分別屋外広告物の考え方（ゾーン別方針）

丹波篠山市では、良好な景観や風致を維持するため屋外広告物法を踏まえた上で、景観計画区域の地域特性に合わせて屋外広告物を規制・誘導していきます。

① 歴史的な町の区域の考え方

丹波篠山市の中心市街地は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるなど、城下町としての歴史的な町並みが良く残っています。また旧街道沿いには、宿場町等の面影を伝える町並みも残っています。このため、歴史的な町の区域では、町並みと調和するように、建物の間口や通りとしてのまとまり、町並みとしての連続性に配慮し、町並みから突出した屋外広告は設置しないようにします。

特に歴史的な町並みが色濃く残り、基準に適合した町並み修復が計画的に行われている重要伝統的建造物群保存地区や文化財周辺については、より一層町並みや文化財と調和した屋外広告物の規模、色彩等とするため、当該地区を対象に特に町並み形成に配慮した個別の基準を定めます。

② まちの区域の考え方

急速な電子メディアの普及に伴い近年では費用対効果から屋外広告物の掲出を控える場合も見られます。中には景観や地球環境等への配慮や社会貢献を強く打ち出し、企業イメージを向上させる事業者も多くなっています。屋外広告は、うまく活用すれば、企業イメージだけでなく、地域の活気や町のイメージを向上させる効果もあります。わかりやすく適切な情報を表示し、丹波篠山にふさわしい優れたデザインの家外広告は、まち全体の景観の質の向上やイメージアップにもつながります。

「まちの区域」では、必要な広告物を一定のルールの下に積極的に活用し、まちを彩る魅力的な景観づくりに寄与させていきます。

但し、多くの屋外広告物の設置が予想される丹南篠山口 IC 周辺（IC 周辺地区）や沿道市街地（沿道環境等地域）、市民が日常生活し落ち着いた生活環境が必要な住宅地（住環境地域）については、求められる環境像に応じて屋外広告物の基準を定めていきます。

③ さとの区域の考え方

丹波篠山の田園や集落の区域は、美しい田園景観や豊かな自然環境を有する区域になります。里山や集落への見通しや幹線道路や市街地等からの眺望性と背景の田園や山並みに配慮しながら、集落家屋と調和する必要最小限度の規模に留めることが必要です。ただし、集落には、店舗や事業所等の施設も立地していますので、施設への誘導や案内は必要なため、家々に囲まれた沿道の領域内（道路空間内）に適度に収まる規模にしていく必要があります。

なお、さとの区域の幹線沿道には、コンビニ等の店舗や生活利便施設が立地している所もあります。こうした区間では、華やかにしようと思うあまり周辺環境に不釣り合いな過剰な規模や表現の屋外広告物も見られることから、周囲の田園環境とも調和する規模のルール化を図ります。

④ 森の区域の考え方

森の区域は、施設がほとんど立地していない区域になります。このため、峠道や分かれ道で道に迷わないための誘導や、県立自然公園、里山等の森の自然や緑とのふれあい活動等に伴う屋外広告物が対象となります。豊かな森林や里山の区域ですから、屋外広告物は、森の中に包まれ、地形や植生等の自然と調和したデザインが求められます。このためこの区域内に設置する広告物は、周辺樹林や樹木とのバランスに配慮し、森の中に包まれるよう、出来る限り必要最小限の大きさに留める必要があります。

⑤ 広がる田園景観を保全する

農村部の沿道区域の中には、施設がほとんど立地していない農用地の中を縦貫する幹線道路もあります。特に丹波篠山市の中心市街地でもある旧城下町を取り囲むさとの区域の幹線沿道は、丹波篠山特有の田園と中心市街地のメリハリのある土地利用の景観を継承する上で大切な環境となっています。農の都にふさわしい景観を形成するためにも沿道左右に広がる田園の区域では、田園沿道区域として新たに区域を指定し、田園景観の保全を図っていきます。

2. 屋外広告物等の表示等に関する制限

農の都にふさわしい美しい田園風景を保全し、良好な景観形成を図るため、丹波篠山市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、土地利用の状況に応じて区分します。

(1) 地域種別

- ・丹波篠山市では、景観計画の区域区分を基本として、土地利用の状況に応じて、次の7種に区分し、地域の特性を踏まえて基準を定めます。
- ・屋外広告物を掲出する場合は、原則市長の許可を受ける必要があります。

■ 地域種別及び方針

| 項目 種別 | 地域の考え方 | 対象地域 | 屋外広告物の方針 |
|----------|---|----------------------------------|---|
| 第1種地域 | 自然環境と調和した景観形成を図る地域 (自然環境地域) | 森の区域を中心とする | 森の中に包まれ、自然や周辺環境と調和する大きさや形とする |
| 第2種地域 | 歴史的な町並みと調和した景観形成を図る地域 (歴史環境地域) | 伝統的建造物群保存地区の地域とする | 建物の間口や通りとしてのまとまり、町並みとしての連続性に配慮し、町並みから突出したものとしない |
| 第3種地域 | | 歴史的な町の区域、歴史地区の地域とする | |
| 第4種地域 | 住環境等に配慮した落ち着いた景観形成を図る地域 (住環境地域・IC周辺地区) | 住居専用地域、景観計画の沿道地区で指定する地域 | 住環境や間口規模に配慮した大きさ等とする |
| 第5種地域 | 沿道景観に配慮した景観形成を図る地域 (沿道環境等地域) | 国道、主要県道の沿道、鉄道の沿線及び河川の付近などで指定する地域 | 統一感のある沿道景観の形成に向けて過剰なデザインにならないようにする |
| 第6種地域 | 田園景観に配慮した景観形成を図る地域 (田園環境地域) | さとの区域を中心とする眺望環境を有する地域とする | 田園への眺望性に配慮し、沿道の領域内(街区空間内)に適度に収める |
| 第7種地域 | 市街地を形成する地域 (市街地) | まちの区域等の市街地環境を有する地域とする | 必要な広告物を一定のルールに基づき積極的に活用し、魅力的な景観形成に寄与する |

(2) 田園沿道区域

丹波篠山市の市街地の周囲やさとの区域には、美しい田園景観が広がっています。その中を縦横断する幹線道路は、車で来訪する方々へ丹波篠山の景観の印象を付与する大切な区域であり、市民にとっては、丹波篠山の原風景を形成する大切な田園地となっています。このため、主要な幹線道路のうち、沿道にまとまりある農地（農用地等）が広がる田園景観を保全するため、「田園沿道区域」を指定し、道路沿いの広告物について規制する基準を定めます。

■対象区域及び方針

| 項目 区域 | 地域の考え方 | 対象とすべき地域 (道路名) | 屋外広告物の方針 |
|----------|--------------------------|---|---|
| 田園沿道区域 | 幹線の沿道に農地が広がり田園風景が眺望できる地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・市道杉西吹線 ・西紀丹南線 ・市道口阪本花尾線 ・市道篠山西紀線 ・県道本郷東浜谷線 ・市道城西線 ・県道池上杉線 ・県道三田篠山線 ・国道 372 号 | 沿道のまとまりある農地が広がる田園景観を保全する 田園景観の眺望に配慮し、沿道区域における案内誘導広告物及び野立広告物の掲出は、原則禁止とします |